

静岡県告示第420号

静岡県介護支援専門員実務研修受講試験要綱（平成10年静岡県告示第725号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>別紙</p> <p>相談援助の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する主任相談支援員</p>	<p>別紙</p> <p>相談援助の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員</p> <p>(9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）アに規定する主任相談支援員</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。